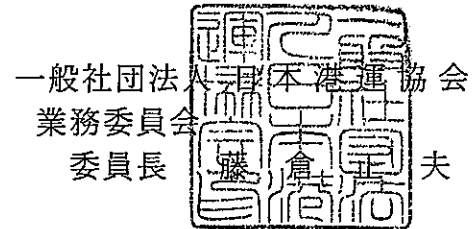




2022第451号
2023年3月8日

各地区港運協会長 殿



新型コロナウイルス感染症対策に係るマスク着用の考え方の見直し
及び業種別ガイドラインの取扱いについて

標記に関しまして、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は、別添のとおり「マスク着用の考え方の見直し等」（抜粋）を決定し、3月13日から適用されることから、内閣官房コロナ対策室より国土交通省を通じ、「マスクの取扱いに係る見直し」の依頼がありました。

政府は、「屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本としております。一方、事業者における対応では、マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。」としております。

そこで、3月8日の理事会において、日本港運協会として政府方針を踏まえ、下記のとおり「マスク着用の対処方針」を提示するとともに、「業種別ガイドラインの取扱い」も連絡致しました。

つきましては、お手数をおかけ致しますが、この旨、貴会会員事業者にご周知下さるようよろしくお願い申し上げます。

記

1. マスク着用に係る日本港運協会の対処方針

「3月13日より、マスクの着用の取扱いは、原則個人の判断に委ねることとする。なお、個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることを妨げるものではないので、各事業者で判断する。」（日港協ホームページに掲載）

2. 業種別ガイドラインの取扱い

「業種別ガイドライン」については、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更（2類→5類）される5月8日以降に廃止。（廃止の際は改めて会員の皆様に周知）

（写）各地区港運協会、特別会員

新型コロナウイルス感染症対策に係るマスク着用の見直し 及び業種別ガイドラインの取扱いについて

2月10日に開催された政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、新型コロナウイルス感染症対策に関し、「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定され、3月13日から適用されます。関係する内容は以下の通りです。

1. マスク着用の考え方の見直しについて

(1) 見直しの概要

新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨する。

(2) 事業者における対応

マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。

2. 「業種別ガイドライン」の取扱いについて

感染症法上の位置付けが変更された以降は、基本的対処方針及び「業種別ガイドライン」は廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる。